

富山県医療審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）

第5条の22の規定に基づき、富山県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の設置)

第2条 令第5条の21第1項の規定に基づき、審議会に次のとおり部会を設置する。

名 称	所 掌 事 務
医療法人部会	医療法人に関すること。
有床診療所審査部会	医療法施行規則第1条の14第7項各号に定める「医療計画に記載されることが見込まれる診療所」の審査に関すること。
地域医療再生計画部会	地域医療再生計画に関すること。
地域医療構想部会	地域医療構想に関すること。

(部会の会議)

第3条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 令第5条の21第4項の規定により、医療法人に関する事項については医療法人部会の決議をもって、医療法施行規則第1条の14第7項各号に定める「医療計画に記載されることが見込まれる診療所」の審査に関する事項については有床診療所審査部会の決議をもって、地域医療再生計画に関する事項（同計画の策定に関する事項を除く。）については地域医療再生計画部会の決議をもって、地域医療構想に関する事項（同構想の策定に関する事項を除く。）については地域医療構想部会の決議をもって、審議会の決議とする。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、富山県厚生部医務課において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月23日から施行する。

富山県医療審議会運営要綱新旧対照表

第1条 (略)	改正前	改正後	備考										
(部会の設置) 第2条 令第5条の17第1項の規定に基づき、審議会に次のとおり部会を設置する。	(部会の設置) 第2条 令第5条の21第1項の規定に基づき、審議会に次のとおり部会を設置する。	(部会の設置) 第2条 令第5条の21第1項の規定に基づき、審議会に次のとおり部会を設置する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療法人部会</td> <td>医療法人に関すること。</td> </tr> <tr> <td>有床診療所審査部会</td> <td>医療法施行規則第1条の14第7項各号に定める「医療計画に記載されることが見込まれる診療所」の審査に関すること。</td> </tr> <tr> <td>地域医療再生計画部会</td> <td>地域医療再生計画に関すること。</td> </tr> <tr> <td>地域医療構想部会</td> <td>地域医療構想に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 掌 事 務	医療法人部会	医療法人に関すること。	有床診療所審査部会	医療法施行規則第1条の14第7項各号に定める「医療計画に記載されることが見込まれる診療所」の審査に関すること。	地域医療再生計画部会	地域医療再生計画に関すること。	地域医療構想部会	地域医療構想に関すること。	地域医療構想部会の設置
名 称	所 掌 事 務												
医療法人部会	医療法人に関すること。												
有床診療所審査部会	医療法施行規則第1条の14第7項各号に定める「医療計画に記載されることが見込まれる診療所」の審査に関すること。												
地域医療再生計画部会	地域医療再生計画に関すること。												
地域医療構想部会	地域医療構想に関すること。												
(部会の会議) 第3条 部会は、部会長が招集する。 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができる。 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。	(部会の会議) 第3条 部会は、部会長が招集する。 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができる。 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。 4 令第5条の21第4項の規定により、医療法人に関する事項については医療法人部会の決議をもって、医療法施行規則第1条の14第7項各号に定める「医療計画に記載されることが見込まれる診療所」の審査に関する事項については有床診療所審査部会の決議をもって、地域医療再生計画に関する事項（同計画の策定に関する事項を除く。）については地域医療再生計画部会の決議をもって、審議会の決議とする。	(部会の会議) 第3条 部会は、部会長が招集する。 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。 4 令第5条の21第4項の規定により、医療法人に関する事項については医療法人部会の決議をもって、医療法施行規則第1条の14第7項各号に定める「医療計画に記載されることが見込まれる診療所」の審査に関する事項については有床診療所審査部会の決議をもって、地域医療再生計画に関する事項（同計画の策定に関する事項を除く。）については地域医療再生計画部会の決議をもって、地域医療構想部会の決議をもって、審議会の決議とする。	地域医療部会の設置に伴う規定整備										
第4条及び第5条 (略)	第4条及び第5条 (略)	第4条及び第5条 (略)	規定整備										
		附 則 この要綱は、平成27年6月23日から施行する。											